

漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱いについて

(平成 25 年 2 月 28 日付 24 水港第 3042 号水産庁長官通知)

最終改正 令和 6 年 3 月 27 日付 5 水港第 2974 号

特定漁港漁場整備事業、農山漁村地域整備交付金等の漁港関係補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、その処分（以下、「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項に定める場合を除き、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく農林水産大臣の承認を必要としているところである。

当該承認に関しては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）に基づき手続を行っているところであるが、今般、漁業情勢や社会経済情勢の変化によって生じた未利用地の有効利用を図るため、財産処分の取扱いについては、関係法令及び承認基準によるもののほか、別紙のとおり取扱いを定め、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとしたので御了知ありたい。

また、本取扱いについて、貴職から貴管下関係市町村に対し周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、以下の通知については、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

- 1 特定漁港漁場整備事業等漁港漁場の国庫補助事業等により取得した漁港施設等の財産処分の取扱いについて
(平成 24 年 4 月 1 日付け 23 水港第 2909 号水産庁長官通知)
- 2 国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について
(平成 13 年 10 月 1 日付け 13 水港第 2558 号水産庁漁港漁場整備部長通知)
- 3 民間事業者等に漁港施設の設置を認める際の取り扱いについて
(平成 19 年 7 月 2 日付け水産庁漁港漁場整備部計画課長取扱い)

別紙

漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱い

第1 趣旨

漁港関係補助事業により取得し、又は効用の増加した漁港施設の財産処分の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（昭和30年法律第179号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるほか、この通知の定めるところによる。

第2 定義

この通知において、用語の定義は、関係法令の規定によるほか、次の1から14に定めるところによる。

- 1 漁 港 施 設：漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第3条に掲げる施設をいう。
- 2 漁港関係補助事業：特定漁港漁場整備事業その他の漁港関係国庫補助事業、農山漁村地域整備交付金その他の交付金又は日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）に基づく無利子貸付金による融資事業により漁港施設の整備を行う事業をいう。
- 3 補 助 用 地：漁港関係補助事業により取得した漁港施設用地をいう。
- 4 財 産 処 分：漁港関係補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す場合の処分をいう。
- 5 適 正 化 法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）をいう。
- 6 承 認 基 準：補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）をいう。
- 7 地 域 活 性 化 等：承認基準第2条第1項第4号又は第9条第1項第4号に規定する地域活性化等をいう。
- 8 長 期 利 用 財 産：承認基準第2条第1項第5号又は第9条第1項第5号に規定する長期利用財産をいう。

- 9 利用困難財産：承認基準第6条第2項又は第13条第2項に規定する利用困難財産をいう。
- 10 利用計画：漁港施設土地利用計画策定要領（平成25年2月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知）に基づく漁港施設土地利用計画をいう。
- 11 PFI法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 12 PFI事業：PFI法第2条第4項に規定する選定事業をいう。
- 13 PFI事業者：PFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。
- 14 水産業協同組合：水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。

第3 長期利用財産及び利用困難財産に係る財産処分の取扱い

地域活性化等を図るため、長期利用財産又は利用困難財産である漁港施設（用地を含む。以下同じ。）を財産処分しようとする場合は、以下によるものとする。なお、水産業の振興や地域の活性化等をその交付の目的とする国の補助事業等により取得可能な施設の設置に伴う長期利用財産又は利用困難財産の財産処分は、承認基準第4条から第6条まで並びに第11条から第13条までにおける地域活性化等を図るための財産処分に該当するものとする。

1 補助用地に設置可能な施設

- （1）漁港施設
- （2）公用又は公共用に供しようとする施設（（1）を除く。）
- （3）水産業の振興に資する施設（（1）及び（2）を除く。）
- （4）地域活性化等に資する施設（（1）から（3）までを除く。）

2 施設の設置が可能な者

- （1）地方公共団体
- （2）水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する共済水産業協同組合連合会並びに同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。以下第3において同じ。）
- （3）漁港管理者が公正な手続に従い選定した者

3 前提条件

補助用地の財産処分に当たっては、公益性の確保等の観点から、次の条件を満たすものとする。

- （1）2の（2）に掲げる者が1の（4）に掲げる施設を設置しようとする場合（農業協同組合と共同で設置する場合を含む。）、補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体、近隣住民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。
- （2）2の（3）に掲げる者が1の（3）又は（4）に掲げる施設を設置しようとする場合、補助事業者は、地方公共団体、近隣住民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。

4 財産処分手続等

(1) 適正化法第 22 条に基づく財産処分手続

補助事業者は、適正化法第 22 条の規定に基づき、承認基準第 4 条から第 6 条まで又は第 11 条から第 13 条までの規定による財産処分手続を行うものとする。ただし、第 5 及び第 6 に規定する場合を除く。

(2) 漁港管理規程に基づく占用許可手続

2 に掲げる者が補助用地に 1 に掲げる施設を設置しようとする場合、漁港管理者は、(1) の財産処分手続を行った上で、法第 34 条に規定する漁港管理規程に基づき、占用許可手続を行うものとする。

(3) 漁港施設用地利用計画の変更

漁港管理者は、補助用地の財産処分を行うに当たり、漁港施設用地利用計画との整合を図るため、必要に応じて漁港施設用地利用計画を速やかに変更するものとする。

(4) 水域施設の財産処分手続等

地域活性化等を図るため、長期利用財産又は利用困難財産である泊地等の水域施設を財産処分しようとする場合、漁港管理者は、(1) の財産処分手続を行った上で、法第 39 条第 1 項に基づき、水域の占用許可手続を行うものとする。

5 P F I 事業の取扱い

補助用地において、P F I 事業を実施しようとする場合は、以下によるものとする。

(1) P F I 事業の実施に際して、補助事業者が財産処分を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

① P F I 事業者が設計・建設した施設を維持管理及び運営を行うに先立ち地方公共団体へ譲渡する場合は、当該施設の譲渡を受ける地方公共団体が施設の設置者であるものとして適正化法第 22 条に基づく目的外使用承認（以下単に「目的外使用承認」という。）を受けるものとする。

② P F I 事業者が設計・建設した施設を所有したまま維持管理及び運営を行う場合は、P F I 事業者が施設の設置者であるものとして目的外使用承認を受けるものとする。

ただし、事業契約期間終了時に当該施設を地方公共団体へ譲渡することを前提とする場合は、譲渡時の処分も併せて目的外使用承認を受けるものとする。

③ P F I 事業者が地方公共団体の所有する施設を改修した上で、維持管理及び運営を行う場合は、当該地方公共団体が施設の設置者であるものとして目的外使用承認を受けるものとする。

④ P F I 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業として、地方公共団体の所有する施設を維持管理及び運営を行う場合は、当該地方公共団体が施設の設置者であるものとして目的外使用承認を受けるものとする。

- (2) PFI法第2条第1項に規定する公共施設等とそれ以外の施設を一棟の建物として整備する場合、公共施設等の設置により補助用地を目的外使用するものとして目的外使用承認を受けるものとする。

6 その他の留意事項

(1) 用途の制限

1に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業の用に供してはならない。

(2) 暴力団関係者の排除

漁港管理者は、次に掲げる者を財産処分の手方としないようにするための措置を講ずるものとする。

- ① 指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の構成員をいう。以下同じ。）
- ② 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ③ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっている者
- ④ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（①から③に該当するものを除く。）

(3) 漁港の保全

漁港管理者は、補助用地の財産処分を行う場合は、以下に示すように漁港施設の機能等に十分留意した上で行うものとする。なお、漁港機能が喪失するような財産処分を行う場合にあっては、漁港の指定の取消しが必要となる場合があることに留意しなければならない。

- ① 財産処分を検討する補助用地の近傍に位置する漁港施設の構造上の安全性の確保

漁港施設は、波力、土圧、上載荷重等の外力に対して構造耐力上安全なものとする必要があり、例えば、控え式の矢板構造など、背後の補助用地と一体で評価しなければならない場合も多いことから、近傍に位置する漁港施設の構造上の安全性が確保できない財産処分は行ってはならない。

- ② 財産処分を検討する補助用地の近傍に位置する漁港施設の保全

今後、多くの漁港施設が更新時期を迎え、保全のための工事等を実施する際、施工上の必要性からその周囲を開削しなければならない場合も多いことから、補助用地に、近傍に位置する漁港施設の保全のための工事等を行う際に必要な管理に必要な幅を確保すること。

- ③ 財産処分を検討する補助用地の前面に位置する係留施設の円滑な利用等の確保

一般に、補助用地と前面の係留施設は、漁業活動において連続した一体の空間として利用されており、また、漁港は防災上も利用され、漁村景観

への配慮も重要なことから、係留施設背後の補助用地を財産処分しようとする場合、その前面に位置する係留施設の円滑な利用等が確保されること。

④ 将来の情勢変化への対応

将来の水産資源動向、社会経済情勢、消費者嗜好の変化や技術革新等によって変化する漁港施設に対する要求に柔軟に対応できるよう配慮すること。

⑤ 譲渡に当たっての配慮

補助用地の譲渡に当たっては、転売等により収益を得ようとする者への譲渡を行わないよう配慮すること。

(4) 適正な管理

漁港管理者は、4の(1)の財産処分手続を行った後、2の(2)又は(3)に掲げる者が事業の停止、廃業等により当該財産処分を取りやめることとなった場合は、当該財産処分の対象となった漁港施設を本来の漁港関係補助事業の交付目的どおり適正に管理すること。

第4 特定漁港施設の貸付けに係る取扱い

1 船舶保管施設の設置のための補助用地の貸付け

船舶保管施設の設置のため、法第37条の2第4項の規定に基づき、補助用地を貸し付ける場合は、当該補助用地は長期利用財産に該当するものであり、かつ、当該船舶保管施設の運営の事業は、地域活性化等を図るためのものでなければならない。

2 前提条件

法第37条の2第4項の規定に基づき、特定漁港施設を貸し付ける場合は、補助事業者は、地方公共団体、近隣住民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。

第5 漁港施設の財産処分に係る届出

漁港関係補助事業等により、漁港施設の機能を高め、又は効用を増加させることとなる新築、増築、改築、改良、補修又は除却等の整備に伴う財産処分であって、次の1及び2に掲げるものについては、別記様式による農林水産大臣への届出をもって承認があったものとする。

1 漁港関係補助事業による整備に伴う財産処分。ただし、次の(1)及び(2)を除く。

(1) 補助金等の国庫納付又は漁港関係補助事業により取得した漁港施設と地方公共団体又は水産業協同組合が単独で取得した財産の交換に伴う財産処分

(2) 第3により行う財産処分

2 地方公共団体又は水産業協同組合が行う漁港関係補助事業以外の漁港施設の整備に係る事業等に伴う財産処分であって、次の(1)から(9)に掲げるもの。

- (1) 荷役機械（クレーン又はこれに類するもの。）又は補給施設（給水塔、給水塔、給油ピット又はこれらに類するもの。）の設置に伴う係留施設等に係る財産処分
 - (2) 外郭施設又は係留施設の消波工等に移設し、他の外郭施設又は係留施設（他漁港のものを含む。）の消波工等に同一の目的で使用するに伴う財産処分
 - (3) 外郭施設又は係留施設を同一箇所若しくはその前面に新設又は改良する場合における当該旧施設、関連する施設又は泊地の財産処分
 - (4) 突堤又は浮棧橋の設置に伴う岸壁、物揚場又は泊地の財産処分
 - (5) 外郭施設又は係留施設への防風・防雪・防暑設備の設置に伴う当該施設の財産処分及び用地又は泊地の空中占用に係る財産処分
 - (6) 荷さばき所のひさし等空中占用に係る財産処分
 - (7) 上架施設（クレーン、レール又はこれらに類するもの。）の設置に伴う係留施設等の財産処分
 - (8) 外郭施設又は係留施設を漁港施設用地として使用し、若しくは漁港施設用地を係留施設として使用するに伴う財産処分
 - (9) 荷さばき所等漁港施設の2階以上の部分を利用することに伴う当該施設用地に係る財産処分
- 3 提出された届出書が、記載事項又は添付資料に不備があるなど必要な条件が具備されていない場合は、提出をもって承認があったものとはみなされない。

第6 承認を必要としない財産処分等

- 1 漁港施設の財産処分のうち、次の(1)から(5)に掲げる軽微な処分で、当初の用途又は目的を妨げない限度において当該施設の機能に支障を生ずる恐れのないもの又は当該処分が漁港施設の効用を増進することとなるものについては、農林水産大臣の承認を要しないものとする。
- (1) 電線類の架設、電柱類（防災対策機器設置のためのものを含む。）、街灯柱、給水栓、消火栓、給電盤、標識板、立看板、信号機、郵便ポスト、電話ボックス又は携帯電話基地局の設置に必要な外郭施設、係留施設又は補助用地に係る財産処分
 - (2) 水道管、揚排水管、ガスパイプ、給油管、マンホール、取水・排水ポンプ類（埋設するものに限る。）、電線類（防災対策機器設置のためのものを含む。）又は携帯電話基地局の埋設に必要な外郭施設、係留施設又は補助用地に係る財産処分
 - (3) 漁港施設の効用を増進することを目的として行う、防舷材、係船柱、係船環、車止め、はしご、階段、防護柵又は排水溝の設置に必要な外郭施設、係留施設又は補助用地に係る財産処分
 - (4) 漁港施設の効用を増進することを目的として行う一時的な掘削・穿孔であって、原状回復を行う外郭施設、係留施設又は漁港施設用地に係る財産

処分

(5) 漁港関係補助事業で整備した荷さばき所又は防風・防雪・防暑施設の補助目的の変更を伴わない財産処分

2 法第37条第1項の規定に基づく漁港施設の処分の制限については1を準用することとし、同項の規定による漁港管理者の許可を要しないものとする。

附 則（令和6年3月27日付け5水港第2974号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

補助事業者（又は間接補助事業者）

漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の届出について

第 種 漁港（ 管理）において、漁港関係補助事業により取得した漁港施設を下記のとおり処分したいので、「漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱いについて」（平成 25 年 2 月 28 日付け 24 水港第 3042 号水産庁長官通知）第 5 の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 処分する漁港施設の内容
 - （１）漁港施設名、延長、面積等
 - （２）補助事業年度及び事業名
 - （３）事業実施主体
 - （４）処分する漁港施設の延長、面積等
- 2 処分の理由及び内容
- 3 添付書類
 - （１）漁港位置図
 - （２）漁港整備計画平面図
 - （３）届出箇所平面図
 - （４）届出箇所断面図
 - （５）届出箇所求積図
 - （６）漁港施設用地利用計画平面図
 - （７）漁港台帳の写し
 - （８）現況写真
 - （９）その他